Sincere



2022年2月25日

各 位

会 社 名 株式会社シンシア 代表者名 代表取締役執行役員社長 中村 研 (コード番号:7782 東証第一部) 問合せ先 取締役執行役員管理部長 荒井 慎一 (TEL,03-5615-9059)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更 並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の当社第14回定時株主総会における承認を前提として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議し、これに伴い定款の一部変更、監査等委員会設置会社への移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名及び監査等委員である取締役3名の選任を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1)移行の目的

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2022 年 3 月 30 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更の議案についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 当社の今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- ② 監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第14条(電子提供措置等)を新設するとともに、不要となる現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除を行うものであります。なお、これらの新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ④ 機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第 37 条 (剰余金の配当等の決定機関)の新設と現行定款第 42 条 (剰余金の配当の基準日)の変更を行うとともに、変更

案第37条(剰余金の配当等の決定機関)の一部と内容が重複する現行定款第11条(自己の株式の取得)および現行定款第43条(中間配当)の削除を行うものであります。

⑤ 上記変更に伴う条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)2022 年 3 月 30 日定款変更の効力発生日(予定)2022 年 3 月 30 日

3. 役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の候補者

(2022年3月30日開催予定の当社第14回定時株主総会に付議)

氏 名	新 役 職 名 (予定)	現 役 職 名
中村 研	代表取締役執行役員社長	同左
荒井慎一	取締役執行役員管理部長	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2022年3月30日開催予定の当社第14回定時株主総会に付議)

氏 名	新 役 職 名 (予定)	現 役 職 名
中本義人	社外取締役(常勤監査等委員)	常勤社外監査役
加瀨豊	社外取締役 (監査等委員)	社外監査役
不破鉄二※	社外取締役 (監査等委員)	_

※新任監査等委員である取締役(社外)候補者の略歴等

氏名	略歴および重要な兼職の状況		所有する 当社株式の数
	2003年4月	ゴールドマン・サックス証券株式会社入社	
	2017年6月	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネ	
		ジメント株式会社入社	
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2019年2月	同社取締役金融法人部長	
个 饭 鉄 二	2021年7月	株式会社ナチュラリ取締役(現任)	0株
(1979年8月21日生)	2021年9月	株式会社 D&I インベストメント代表取締役 (現	
		任)	
	2021年10月	株式会社トーキョー工務店取締役(現任)	
	2021年11月	株式会社ドリームキャリア取締役(現任)	

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

(2022年3月30日開催予定の当社第14回定時株主総会に付議)

氏 名	現役職名
今井良明	社外監査役

※法令に定める監査等委員である取締役の員数(3名)を欠く場合、監査等委員である取締役に就任する予定です。

(4) 退任予定取締役及び監査役

(2022年3月30日開催予定の当社第14回定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏 名	現役職名
國吉 歩	社外取締役
小川 宏	社外取締役
今井良明	社外監査役

以 上

	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	定款変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~3. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 4. 前各号に附帯する一切の業務	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~3. (現行どおり) 4. 衣料品、日用雑貨の製造販売および輸出入 5. 医薬部外品、化粧品、医療用試薬、眼科用以 外の医療機器の製造販売および輸出入 6. インターネットを利用した企画、制作および 管理運営 7. 各種マーケティング業務 8. 前各号に附帯する一切の業務
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関構成) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関構成) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次 の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削除) <u>3</u> . 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条~第10条 (条文省略)	第6条〜第10条 (現行どおり)
(自己の株式の取得) 第11条 当会社は、会社法第165条第2項の規定 により、取締役会の決議によって同条第1 項に定める市場取引等により自己の株式を 取得することができる。	(削除)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 <u>12</u> 条~第 <u>14</u> 条 (条文省略)	第 <u>11</u> 条〜第 <u>13</u> 条 (現行どおり)

現行定款	定款変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)	(削除)
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	
会参考書類、事業報告、計算書類及び連結	
計算書類に記載又は表示をすべき事項に係	
る情報を、法務省令に定めるところに従い	
インターネットを利用する方法で開示する	
ことにより、株主に対して提供したものと	
<u>みなすことができる。</u>	
(新設)	_(電子提供措置等)_
	第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総
	会参考書類等の内容である情報について、
	<u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のう
	<u>◎ ヨ云社は、电丁旋供相直をとる事項のう</u> ち法務省令で定めるものの全部または一
	部について、議決権の基準日までに書面
	交付請求した株主に対して交付する書面
	に記載しないことができる。
第 <u>16</u> 条~第 <u>17</u> 条 (条文省略)	第 <u>15</u> 条~第 <u>16</u> 条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
 (員数)	 (員数)
、	第17条 当会社の取締役(監査等委員であるものを
3. <u>-</u>	除く。)は、8名以内とする。
(新設)	② 当会社の監査等委員である取締役は、5名
	<u>以内とする。</u>
(選任方法)	 (選任方法)
第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任す	第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ
る。	<u>以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決
	議によって選任する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(任期)	(任期)
第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了す	第19条 取締役 (監査等委員であるものを除く。)
る事業年度のうち最終のものに関する定時	の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業
株主総会の終結の時までとする。	年度のうち最終のものに関する定時株主総
164-5	会の終結の時までとする。
(新設)	② 監査等委員である取締役の任期は、選任

後2年以内に終了する事業年度のうち最

現行定款

② 増員又は補欠として選任された取締役の 任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時 までとする。

(新設)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会の決議によって、取締役社長1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取 締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第<u>22</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役社長がこれを招集し、議長 となる。
 - ② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(新設)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。
 - ② 取締役<u>及び監査役</u>全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取締役会を 開催することができる。

第24条~第26条 (条文省略)

定款変更案

- <u>終のものに関する定時株主総会の終結の</u> 時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の 効力は、当該選任のあった株主総会後、 2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の開始の時 までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第<u>20</u>条 取締役会は、その決議によって<u>、取締役</u> <u>(監査等委員であるものを除く。)の中か</u> ら代表取締役を選定する。
 - ② 取締役会<u>は、そ</u>の決議によって、<u>取締役</u> (監査等委員であるものを除く。)の中 から取締役社長1名、取締役副社長、専 務取締役、常務取締役各若干名を選定す ることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第<u>21</u>条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合 を除き、取締役社長がこれを招集し、議長 となる。
 - ② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
 - ③ 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

- 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
 - ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第23条~第25条 (現行どおり)

現行定款

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会 の決議によって定める。

(新設)

第28条 (条文省略)

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選仟方法)

- 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
 - ② 監査役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以 上を有する株主が出席し、その議決権の 過半数をもって行う。

(任期)

- 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。
 - ② 補欠として選任された監査役の任期は、 退任した監査役の任期の満了する時まで とする。

定款変更案

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって重 要な業務執行(同条第5項各号に定める事 項を除く。)の決定の全部又は一部を取締 役に委任することができる。

第28条 (現行どおり)

(取締役との責任限定契約)

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

現行定款

(常勤の監査役)

第<u>33</u>条 監査<u>役</u>会は、その決議によって常勤の監査 役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで に各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。
 - ② 監査<u>役</u>の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで監査<u>役</u>会を開催する ことができる。

(新設)

(監査役会規程)

第<u>35</u>条 監査<u>役</u>会に関する事項は、法令又は本定款 のほか、監査<u>役</u>会において定める監査<u>役</u>会 規程による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定 により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償 責任を、法令の限度において、取締役会の 決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

定款変更案

(常勤の監査等委員)

第<u>30</u>条 監査<u>等委員</u>会は、その決議によって<u>監査等</u> <u>委員の中から</u>常勤の監査<u>等委員</u>を選定する ことができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前 までに各監査等委員に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。
 - ② 監査<u>等委員</u>の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで監査<u>等委員</u>会を 開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わること ができる監査等委員の過半数が出席し、そ の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第<u>33</u>条 監査<u>等委員</u>会に関する事項は、法令又は本 定款のほか、監査<u>等委員</u>会において定める 監査等委員会規程による。

(削除)

(削除)

(削除)

定款変更案 現行定款 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第39条~第40条 (条文省略) 第34条~第35条 (現行どおり) 第7章 計 第7章 計 算 篁 (事業年度) (事業年度) 第41条 (条文省略) 第36条 (現行どおり) (剰余金の配当等の決定機関) (新設) 第37条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459 条第1項各号に定める事項については、法 令に別段の定めのある場合を除き、取締役 会の決議によって定めることができる。 (剰余金の配当の基準日) (剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月 第38条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月 31日とする。 31日とする。 (新設) ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月 30日とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配 ③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の 当をすることができる。 配当をすることができる。 (中間配当) (削除) 第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6月30日を基準日として、中間配当をす ることができる。 (配当の除斥期間) (配当の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の 第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の 日から満3年を経過してもなお受領されな 日から満3年を経過してもなお受領されな いときは、当会社はその支払義務を免れ いときは、当会社はその支払義務を免れ る。 る。 (新設) 附 則 (新設) (監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除 の経過措置) 第1条 2021年12月31日に終了する事業年 度に関する定時株主総会の終結前の会社法 第423条第1項の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。) の責任の免 除及び監査役と締結済の責任限定契約につ いては、なお同定時株主総会の終結に伴う

変更前の定款第37条及び第38条の定め

現行定款	定款変更案
	るところによる。
(新設)	るところによる。 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月
	を経過した日のいずれか遅い日後にこれ を削除する。